

一般不妊治療（人工授精） 費用を助成します

◆対象となる治療

不妊治療のうち、医療保険給付の対象とならない一般不妊治療（人工授精）

◆対象となる方
次の全ての条件を満たす方です。

◆助成額

④ 夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方

1年度につき10万円を上限に

◆助成期間

助成

① 治療開始時点で夫婦の方
② 治療期間および申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれか一方、または両方が市内に住所を有している方
③ 市税などの滞納がない方

◆助成期間
一般不妊治療（人工授精）に係る事前検査などを開始した診療日の属する月から継続する2年間

問合せ先
健康推進課
☎35-3160

申請の流れ

- 平成27年4月以降に行った治療が終了した時点で早めに下記の書類を添えて申請してください。ただし、平成28年3月以降も治療を継続される方は、平成28年2月までの治療分を翌月までに申請してください。
- ご自宅に承認決定通知書が届きます。
- 指定された金融機関に助成金が振り込まれます。

申請に必要な書類

- ① 一般不妊治療（人工授精）助成事業申請書
- ② 一般不妊治療（人工授精）助成事業受診等証明書
- ③ 治療に係る領収書などの原本
- ④ ご夫婦の婚姻日が確認できる書類（戸籍謄本）
- ⑤ 夫と妻の所得額および課税額を証明する書類（市・県民税、所得・課税証明書）
- ⑥ 住所を証明する書類（住民票、運転免許証など）

お気軽にご相談ください



▲ふ化直後

マイマイガの駆除にご協力をお願いします

問合せ先 生活環境課 ☎35-3138
広報ID 1001294

平成25年から2年続けて大発生したマイマイガですが、国内の過去の発生状況から今年までは大発生の可能性があります。

マイマイガは5月上旬ころまでにふ化が終わると思われま。幼虫（毛虫）が成長すると殺虫剤が効きにくくなり駆除が難しくなるため、ふ化直後の幼虫のうちに駆除することが効果的です。発生を抑えるために、ご自宅周りのふ化直後の幼虫駆除にご理解とご協力をお願いします。

●幼虫（毛虫）の駆除

マイマイガの幼虫は、最初は体長5mmで淡い茶色または黒色です。成長して葉を食べるころの幼虫は体長2～3cm。黒色で背中に黄色・オレンジ色の斑紋があり、その後次第に大きくなると頭はオレンジ色、黒い八の字の斑紋が現れます。

幼虫は天気の良い暖かい日に糸を吐いてぶら下がり、風に乗って飛びます。樹木などの葉を食べ6cmくらいまで成長し、6月中下旬ころからさなぎになります。

作業時に、幼虫の体毛に触れることで痛みやかぶれを起こすことがあるため、卵の駆除時と同様、マスクやゴーグル、軍手を着用しましょう。ふ化直後の幼虫は市販の殺虫剤（毛虫駆除用）で駆除することができます。

小さいうち（体長1cm程度まで）に駆除するのが効果的で、大きくなると殺虫剤が効かなくなります。火箸などで捕まえ、水と少量の洗剤を入れたバケツに入れて溺死させるなどして駆除しましょう。

※洗濯物に紛れ込むことがあるため、取り込み時に十分注意しましょう。



▲幼虫

学校・社会体育施設の利用制限について

今年度の幼虫発生状況によっては、夜間利用の中止など制限させていただく場合がありますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

教育総務課・スポーツ推進課